

# 土地改良事業

～農地や農業用施設などの整備が行なえます～

## ◆各種基盤整備事業（①～③）

<事業内容>

- 区画整理、用排水施設、暗渠排水、土層改良、農作業道  
農用地の保全 ほか

<各事業の共通事項>

- 農振農用区域内であること
- 受益者が2戸以上であること
- 地元負担割合：事業費の20%

### ① 農地耕作条件改善事業

<実施要件>

- ・農地中間管理機構を通じた事業対象農地の集積
- ・総事業費が200万円以上

### ② 農業基盤整備促進事業

<実施要件>

- ・1地区の受益面積が5ha以上
- ・総事業費が200万円以上

### ③ 県単農地有効利用支援整備事業

<実施要件>

- ・上記2つの事業では採択できない理由があるもの



## ◆市単土地改良事業補助金

<事業内容>

- 区画整理、用排水路、暗渠排水等の土地改良事業  
(※補修は事業の対象になりません)

<実施要件>

- 対象事業費：10万円以上
- 補助上限対象額：100万円  
(※100万円を超える部分は、補助金の対象になりません)

<補助額>

- 一般（個人）：3/10以内
- 農地所有適格法人、認定農業者：1/3以内

<注意事項>

- ※工事実施後の申請は、補助金の交付はできません。
- ※年度内予算が無くなり次第、補助金の交付は終了します。
- ※請負工事による場合、市内業者であることが必要です。

## ◆農業競争力強化農地整備事業

<事業内容>

- 農地の一体的整備  
(区画整理、用排水施設、農作業道、暗渠排水)

<実施要件>

- 受益面積：10ha以上
- 事業対象農地に担い手（農地所有適格法人）がいること  
(※担い手がない場合は、事業完了までに設立すること)
- 担い手への農地利用集積率が増加すること

<地元負担割合>

- 事業費の7.5%  
(※別途、土地改良区の賦課金1%などがあります。)

<注意事項>

- ※その他、細部要件等は担当へご相談ください。

## ◆農地中間管理機構関連農地整備事業

<事業内容>

- 農地の一体的整備（区画整理、農用地造成）

<実施要件>

- 受益面積：5ha以上（※中山間地域の場合）
- 事業対象農地全て、農地中間管理権が設定されていること
- 農地中間管理権の設定期間は15年以上とすること  
(島根県は20年とする)
- 完了後、事業対象農地に対する担い手への農地利用集積率が8割以上となること
- 事業区域の収益性が、事業完了後5年以内に20%以上向上すること

<地元負担割合>

- 地元負担分は、国が負担します。  
(※別途、土地改良区の賦課金1%)

<注意事項>

- ※その他、細部要件等は担当へご相談ください。



## ◆土地改良施設維持管理適正化事業

R3年4月改訂

<事業内容>

- ポンプのオーバーホール、電気設備の整備  
水門扉の塗装・補修など  
※概ね10年に1回程度行うような農業用施設の整備補修

<実施要件>

- 事業費が200万円以上
- 島根県土地改良事業団体連合会の施設診断が必要

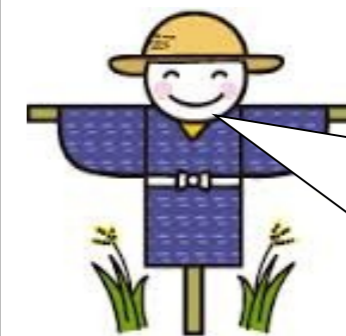
<地元負担割合>

- 事業費の40%  
(5年間分割により事業費を支払うことができ、負担の平準化を図ることができます)



※事業の詳細については、下記の問い合わせ先へ

お気軽にお問い合わせください。



- 【お問い合わせ先】
- 雲南市農林振興部農林土木課  
雲南市木次町里方521-1  
電話0854-40-1053
  - 雲南市土地改良区  
雲南市木次町里方952-5  
電話0854-42-4080